



救急車の適正利用にご協力を！

救急車を呼ぶ前に
平成23年中の鶴田消防署管内の救急出動件数は、493件で平成22年と比較して15件増になりました。今後も核家族化や高齢化社会などの背景から増加することが見込まれます。

軽いけがや緊急性のない安易な救急要請の増加は、命の危険性がある重病傷病者対応の遅れを招きます。救急車を要請するときは、緊急性があり、救急車以外に搬送の手段がないかも一度考えてみてください。

【救急車を要請する主な症状】

- ・急に倒れ、意識がない
- ・激しい頭痛、胸痛、腹痛など
- ・交通事故による負傷

・ 息苦しそう、息を吐けないとき

・ けいれんが続くとき

・ 広い範囲のやけどをしたとき

・ 「こんなときは考えてください」病院に行くとき

・ 入院、通院のときのタクシー代わり

・ この病院に行けばよいのか分からない

・ 救急車はタダだから…

・ 緊急性のない軽いけがや病氣（手足の擦り傷、風邪、歯痛、酒酔いなど）

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、ほかの交通機関をご利用ください。

救急車を呼ぼうと迷ったときや症状からみても緊急性がある場合は、迷わず119番に通報してください（ただし、梅沢地区※28局携帯電話、ひかり回線電話は五所



川原消防本部につながります。診療可能な病院が分からない場合は、消防医療案内をご利用ください。

■消防医療案内
五所川原地区消防事務組合
鶴田消防署
TEL (22) 2131

農振除外の申請を受付します

町では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内に「農用地区域」を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築など）に利用する場合、事前に「農振除外（農用地区域からの除外）」の申請をする必要があります。

この申請の受け付けは、3月と9月の年2回で、受け付けの翌月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで約6か月間を要します。

なお、近年、国県などの事業により、除外できない場合がございますのでご注意ください。

●受付期間
平成24年3月1日（木）～23日（金）

■問い合わせ先
産業観光課 農地班
(内線294)

鶴田町立中央病院から土曜日休診のお知らせ

鶴田町立中央病院は、平成24年4月1日から、つがる西北五広域連合として一体的に運営されることになりました。つがる西北五圏域5つの自治体病院の外來診療日は月曜日から金曜日までの週5日に統一されることになり、当病院も土曜日は休診となります。

皆さまにはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

■問い合わせ先
鶴田町立中央病院
TEL (22) 2261

税の申告相談は期間内にお願ひします

2月9日（木）から、国際交流会館2階申告会場で、税の申告相談が始まりました。

申告相談の詳しい日程については、1月末に毎戸配布済みの「平成23年度町・県民税（兼国保税）の申告相談について」のお知らせをご覧ください。なお、混雑が予想されますので、地区の指定された期日にお越しくださいようお願ひします。

なお、申告相談は3月15日（木）までにお願ひします。

■問い合わせ先
税務会計課 出納徴収班
(内線121・122・202)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。3月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

■期 日 3月12日（月）
■相談時間 午前10時～午後3時
■場 所 鶴田町国際交流会館1階102研修室

人権擁護委員のご紹介

笹森慎一氏と長内齋氏が法務省より町の人権擁護委員として委嘱（1月1日付け）されました。任期は平成26年12月31日までの3年。

人権擁護委員とは……人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発に努めるとともに地域住民の人権が侵されないように監視する。もし、人権が侵された人がいた場合は、相談相手になり、適切な処置を講ずることによって救済することなどを職務とし、町に設置され法務大臣から委嘱される民間のボランティアです。



笹森 慎一
ささもり しんいち
(65歳・あさひ町)



長内 齋
おさない ひとし
(61歳・野木)

戸籍の窓

(平成23年12月31日現在：敬称略)

□お誕生おめでとう

町名	氏名	保護者
みどり町	笹森 悠生	(学)
本町	伊丸 岡 杏	(英美)
間山	出町 翔和	(和憲)
鶴泊	福士 紗羽	(哲司)
前中野	長内 百桜	(隼人)
大巻	福井 慎	(盛正)
相原町	長尾 悠愛	(康彦)
胡桃館	成田 しえり	(広貴)
派立	増田 一 路	(憲吾)
境	須郷 月 虎	(翔太)
本町	玉井 梨衣	(瑞輝)

□ご結婚おめでとう

町名	氏名	氏名
(つがる市)	(岡村 広信)	(櫻井 美穂)
(寺町)	(加賀 修平)	(伊藤 真由美)
(五所川原市)	(安田 航平)	(棟方 絢子)
(妙堂崎)	(佐々木 来)	(大谷 瑞穂)
(相原町)	(坂本 年弘)	(工藤 真貴子)

■ごめい福を祈ります

町名	死亡者名	年齢
尾原	成田 定一	89
鶴泊	藤田 定一	89
胡桃館	太田 ひさ	85
中野	松山 敏雄	85
本町	上原 英治	74
鶴泊	三浦 ちゑ	87
大性	棟方 きわ	88
鶴泊	藤田 くに	93
派立	葛西 實	80
間山	山口 とめ	86
横 菴	安田 トス	83
大巻	神 菊代	77
菖蒲川	佐藤 キセ	98
横 菴	永田 ハツエ	88
横 菴	鈴木 ミエ	90
公園通り	工藤 昭六	80
田中町	八木橋京子	84
相原町	黒滝 きみ	95
桜 町	松山 京子	78
横 菴	永田 洋子	59

■問い合わせ先
 西北地域県民層級課
 TEL 0173 (34) 2111

不正軽油は、適正な納税秩序を阻害するだけでなく、環境破壊の原因にもなります。不正軽油に関する情報がありましたら、西北地域県民局県民課までご連絡ください。

■問い合わせ先
 スポーツ安全協会青森支部
 TEL 017 (782) 6984

加入依頼書は鶴田町教育委員会(役場庁舎2階)にあります。

不正軽油に関する罰則が強化されました

平成23年6月30日に公布された地方税法改正により、不正軽油に関する罰則が大幅に強化されました。

不正軽油の製造、販売および使用は、軽油引取税の悪質な脱税行為であり、10年以下の懲役や3億円以下の罰金に処せられます。また、不正軽油に使用されることを知りながら材料等を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などについても、これまでより重い罰則が適用されます。

小さな掛金、大きな補償!! スポーツ安全保険に加入しませんか?

スポーツ安全保険とはアマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育活動(5人以上の団体)を対象とした保険です。

【対象となる事故】団体活動中、往復中(自動車事故による賠償責任は適用外) 【補償内容】傷害保険(通院・入院・後遺障害・死亡)、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険 【加入期間】平成24年3月1日〜平成25年3月30日まで 【保険期間】平成24年4月1日午前0時〜平成25年3月31日午後12時まで 【掛金】1人年額800円から1万1000円(年齢、活動内容により異なります) 加入依頼書は鶴田町教育委員会(役場庁舎2階)にあります。



乳幼児健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月日 3月7日(水)
- ・受付 午後1時~1時10分
- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成23年10月生
- ・内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月日 3月7日(水)
- ・受付 午後1時20分~1時30分
- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成23年4月生
- ・内容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康診査】

- ・月日 3月8日(木)
- ・受付 午前9時20分~9時30分

- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成23年7月生
- ・内容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

【1歳6か月児健康診査】

- ・月日 3月21日(水)
- ・受付 午後12時30分~40分
- ・場所 鶴遊館
- ・対象 平成22年6月~8月生まれ
- ・内容 小児科・歯科診察 発達・育児相談

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

■問い合わせ先
 健康保険課 健康長寿班(内線135)

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

■相談先
 教育委員会(内線210・250)

■相談日時
 月~金曜日 午前8時30分~午後4時30分(土・日、祝祭日、年末年始を除く)

町名	死亡者名	年齢
大性	長谷川セイ	84
野木	寺山 忠作	95
境	工藤 敏治	59
亀田	坂本 孝行	47
瀬良沢	佐々木ミ子	93
横 菴	鈴木 重川	59

※この欄に載せたくない方は、届ける際にくらしの窓口班へ申し出てください。